◎調達機関番号　003　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　大阪高地簡裁庁舎増築等機械設備（空調）工事

⑶　工事場所　大阪市北区西天満２－１－10

⑷　工事内容　本工事は、大阪高地簡裁庁舎増築等機械設備（空調）工事である。

建物用途　裁判所庁舎、構造・階数　鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、地上12階地下２階　建築面積1,799㎡、延べ面積18,334㎡、敷地面積23,562㎡

⑸　工期　平成25年９月30日まで

⑹　使用する主要な資機材　別途設計図書等による。

⑺　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象工事である。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⑼　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、支出負担行為担当官の承諾を受けなければならない。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている有資格業者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別な理由がある者に該当する。

⑵　裁判所の平成21・22年度における管工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがあった者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがあった者については、手続開始の決定後、最高裁判所が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、大阪高等裁判所管内において最高裁判所から指名停止措置を受けていないこと。

⑸　裁判所の平成21・22年度における管工事に係る一般競争参加資格の認定の際に算定した総合点数が1,100点以上であること。

⑹　平成12年度以降に次の要件を満たす新営の機械設備工事を元請けとして完成・引渡しまでを完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ア　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和施設を有する部分に限る。）の面積（これに付随する共有部を含む。）が当該施設の延べ面積の過半数を占める施設を指すものとする。

イ　構造・階数　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は軽量鉄骨造以外の鉄骨造　地上９階地下２階建以上

ウ　建物規模　延べ面積12,000㎡以上（１棟当たり）

エ　工事種目　機械設備工事（空気調和設備を含む）

⑺　次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

ア　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の資格とは、技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」、「上下水道部門」又は「衛生工学部門」とする者に限る。）に合格した者）、技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）に定める技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」、「水道部門」又は「衛生工学部門」とする者に限る。）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣から一級管工事施工管理技士と同等の能力を有すると認定されたものをいう。

イ　平成12年度以降に上記２⑹の基準を満たす工事の経験を有する者であること。

ウ　申請書の提出期限の日において、申請者と３箇月以上の雇用関係にあること。

エ　監理技術者資格者証を有する者であること。

オ　監理技術者として配置する場合には、監理技術者講習修了証を有する者であること。

3　入札手続等

⑴　担当部局　〒102―8651 東京都千代田区隼町４－２　最高裁判所事務総局経理局営繕課契約係　春森　　敦　電話03―3264―8111　内線3513

⑵　入札説明書の交付期間、場所等　平成22年９月24日から平成22年12月７日まで（裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第１条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前９時から午後５時まで　上記３⑴に同じ。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

ア　提出期間　平成22年９月24日から平成22年10月12日まで（休日を除く。）の午前９時から午後５時まで

イ　提出場所　上記３⑴に同じ。

ウ　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得た場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）すること。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

ア　提出期間　平成22年９月24日から平成22年10月12日まで（休日を除く。）の午前９時から午後５時まで

イ　提出場所　上記３⑴に同じ。

ウ　提出方法　持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑸　入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得た場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）すること。

ア　入札書の締切日時

(ｱ)　電子入札対応の場合

平成22年12月８日午後３時30分

(ｲ)　紙入札方式による場合

平成22年12月８日午後３時30分（郵送による場合は必着。）

イ　開札の日時及び場所　平成22年12月９日午後３時30分　最高裁判所１階入札室

4　その他

⑴　手続において使用する言語等　手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時、単位は計量法（平成４年法律第51号）による。

⑵　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱東京ＵＦＪ銀行京橋支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱東京ＵＦＪ銀行京橋支店））又は銀行等の保証（取扱官庁　最高裁判所）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

イ　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱東京ＵＦＪ銀行京橋支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱東京ＵＦＪ銀行京橋支店））又は銀行、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。